

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表 様式3
(鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合)

自己点検年月日： 年 月 日
 農場名：
 点検者氏名：

項目	自己点検結果
遵守状況を□○△×から選んで丸をつけてください（必要に応じ詳細を追記）	
□：該当しない △：一部できている ○：できている ×：できていない	
I 家畜防疫に関する基本事項	
1 家畜の所有者の責務	
① 関係法令を遵守している。	○ △ ×
② 自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	○ △ ×
③ 飼養衛生管理者の連絡先を確認の上、下記に示す飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 • 飼養衛生管理区域内出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 • 従業員等が飼養衛生衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	□ ○ △ ×
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	
① 家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	○ △ ×
② 最新情報を踏まえ、農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	○ △ ×
③ 家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	○ △ ×
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	
① 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	○ △ ×
② 日頃からマニュアルの内容を確認できるよう準備している。	○ △ ×
③ 農場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	○ △ ×
4 記録の作成及び保管	
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	○ △ ×
② 消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	○ △ ×
③ 衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	□ ○ △ ×
④ 所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、保存している。	□ ○ △ ×
⑤ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録（家畜の健康状態を含む）を作成し、保存している。	□ ○ △ ×
⑥ 家畜の異状に関する記録を作成し、保存している。	○ △ ×
⑦ 家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	○ △ ×
5 大規模所有者が講ずる措置	
① 特定症状を確認した際の通報ルールを作成し、従業員へ周知している。	□ ○ △ ×
② 畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。	□ ○ △ ×
③ (20万羽以上飼養する農場) 「分割管理」の導入について検討している。	□ ○ △ ×
④ (20万羽以上飼養する農場) 必要事項を記載した対応計画を策定している。	□ ○ △ ×

6 獣医師等の健康管理指導		
	担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
	高病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域で追加される措置に対し、準備している。 【参考】 項目10 消毒等の実施に備えた措置 項目21 農場周辺の状況把握	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
8 衛生管理区域の設定		
①	区域には、家きん舎、堆肥舎等の一連の関連施設が含まれている。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。 (衛生管理区域への立入制限) <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 柵・杭 <input type="checkbox"/> プランター、タイヤ等の物品の設置 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> カラーコーン <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
③	出入口を必要最小限にし、家きん・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
9 分割管理を導入する際の措置		
	高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るために、衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（分割管理）に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
10 消毒等の実施に備えた措置（項目7 大臣指定地域関係）		
	家畜伝染病予防法第30条による消毒命令に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/> <input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
11 埋却等に備えた措置		
	以下のいずれかの措置を行っている。 <input type="checkbox"/> 埋却地を確保している。 <input type="checkbox"/> 燃却施設等を確保している。 <input type="checkbox"/> 埋却地又は燃却施設等を確保するための取組を行っている。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
12 愛玩動物の飼育禁止		
	衛生管理区域外で給餌する等、衛生管理区域内に侵入しないよう対策を講じている。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>
13 密飼いの防止		
	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。	<input type="radio"/> <input type="triangle"/> <input checked="" type="checkbox"/>

14 飼養する家きんの健康観察

①	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
②	家きんを導入する場合、導入元の伝染性疾患の発生状況、導入家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/> □ <input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
③	導入家きんに異状がないことを確認するまで、他の家きんと接触させない。	<input type="checkbox"/> □ <input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
④	家きんを出荷・移動する場合には、家きんの汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×

II 衛生管理区域への病原体の侵入防止

15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限

不用な者が衛生管理区域に入らないようにし、衛生管理区域に立入った者が家きんに接触させないよう措置を講じている。 (衛生管理区域に立ち入った者が家きんに接触させない方法) <input type="checkbox"/> 柵・杭 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
--	--

16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置

当日に他の畜産施設に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域内に立ち入らせない(獣医師等を除く)。	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
---	--

17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域に立入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。 <input type="checkbox"/> 消毒前の洗浄、消毒方法が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> 手指消毒スプレー(消毒薬) () <input type="checkbox"/> 衛生管理区域専用の手袋着用 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
--	--

18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

① 立ち入る者に対し衛生管理区域で使用する衣服及び靴を着用させている、又は立ち入る者が区域内で使用する衣服、靴を持参して使用している	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
② 着脱前後の衣服及び靴は更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
③ ①について、衣服は清潔に保っており、汚れたものと混ざらない。当該衣服及び靴は定期的に洗浄及び消毒を行っている。	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×

19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

① 衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。 <input type="checkbox"/> 消毒前の洗浄、消毒が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> 噴霧器(消毒薬) () <input type="checkbox"/> 立ち入る車両には消毒機器等を持参させ、消毒の徹底を指導 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×
② 車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 消毒スプレー(消毒薬) () <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="radio"/> ○ <input type="triangle"/> △ <input checked="" type="checkbox"/> ×

20 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	他の畜産関係施設等で使用した物品、または過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 消毒方法() <input type="checkbox"/> 消毒薬()	○ △ ×
21 農場周辺の状況把握（項目7 大臣指定地域関係）		
	農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討している。	□ ○ △ ×
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
22 家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等		
	家きん舎に立に入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。 <input type="checkbox"/> 手指消毒スプレー（消毒薬） <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○ △ ×
23 家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用		
①	家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	○ △ ×
②	着脱前後の衣服及び靴は更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	○ △ ×
③	家きん、堆肥等を搬出する際は、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替え等の措置を講じている。	○ △ ×
④	衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	○ △ ×
24 器具の定期的な清掃又は消毒等		
	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	○ △ ×
25 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕		
①	家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎、死体保管場所及び農場敷地内の池等への野生動物の侵入防止対策を講じている。 ・家きん舎（ウインドウレス ネット 金網 その他（ ）） ・飼料保管庫（密閉タンク 屋内保管 その他（ ）） ・鶏糞搬出口（鶏糞搬出口なし 蓋 扉 ネット その他（ ）） ・堆肥舎（堆肥舎なし 密閉型コンポスト 扉 ネット その他（ ）） ・死体保管（密閉容器 屋内保管 その他（ ）） ・資材庫（扉 ネット その他（ ）） ・池（水抜き テグス その他（ ））	○ △ ×
②	定期的に設備を点検の上、修繕等を実施している。	○ △ ×
26 給餌設備、給水設備等の病原体による汚染の防止		
①	給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。	○ △ ×
②	飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。 <input type="checkbox"/> 水道水 * 消毒不要のもの <input type="checkbox"/> 井戸水 * 定期的に水質検査し、また露出しておらず消毒不要のもの	○ △ ×

<input type="checkbox"/>	□ その他（概要： 消毒方法：)
--------------------------	-------------------

27 ねずみ及び害虫の駆除		
	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うための措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 殺鼠剤（商品名： 設置場所： ） <input type="checkbox"/> 粘着シート <input type="checkbox"/> 殺虫剤 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○ △ ×
28 衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒		
	不要な資材等の処分、除草、資機材等の整理整頓、畜舎のその他の施設の清掃・消毒、敷地の定期的な消毒を実施している。	○ △ ×
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止		
29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等		
	衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 （※消毒薬・方法については項目17と同じ）	○ △ ×
30 衛生管理区域から退出する車両の消毒		
	衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 （※消毒薬・方法については項目19と同じ）	○ △ ×
31 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等		
	衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないようにしている。 （※消毒薬・方法については項目20と同じ）	□ ○ △ ×
32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
①	特定症状を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	○ ×
②	従業員が特定症状を発見した合、従業員が直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	□ ○ ×
③	特定症状が確認された場合、家きん、死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を中止している。	○ △ ×
④	特定症状が確認された場合、物品の移動を中止している。	○ △ ×
33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
①	特定症状以外の異状で、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	□ ○ △ ×
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷を中止している。	□ ○ △ ×
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	□ ○ △ ×
④	特定症状以外の異状が確認された場合獣医師の診療を受け、指導に従っている。	□ ○ △ ×

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。

○ その他飼養衛生管理に係る情報収集

家きん舎数(混在する場合は主要な構造物により分類)		施設数を記載
平飼い鶏舎(区分け数)		
ウインドレス(高床式 : 低床式 :)		
セミウインドレス(高床式 : 低床式 :)		
開放鶏舎(高床式 : 低床式 :)		
その他()		
付帯施設①		施設数を記載
堆肥舎		
汚水浄化施設(浄化後放流あり)		
汚水浄化施設(浄化後放流なし)		
汚水槽(地下、閉鎖施設内のもの)		
汚水槽(屋外、屋根のみ等開放施設内のもの、いわゆるラグーンを含む)		
付帯施設②		
食鳥処理場(処理羽数/1日あたり :)		
GPセンター(出荷数/1日あたり :)		
液卵加工場(受け入れ数/1日あたり :)		
孵卵場(孵卵数/1日あたり :)		
その他		
生体、死体、生産物等の移動		該当がある場合、名称
主に利用する死亡獣畜処理業者		
その他		
その他()内は該当がある場合に記載		有無を記載
外国人雇用の有無(監理団体(介在する場合のみ) :)		
その他()		
(その他特記事項等)		

○ 上記の表において飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がある場合

①所有者・管理者記入欄(今後の改善予定・方針)

--

②①に対する市町村・関係団体等の改善の取組み内容(今後の改善予定・方針)

--

③①及び②を踏まえ、家畜防疫員記入欄(改善指導の内容、指導年月日)

立入検査実施日

実施者

立会者

--